

令和7年5月臨時会

令和7年5月9日（金曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長 吉田芳美 副議長

出席議員（14名）

1番 漆山光春 議員	2番 東海林信弘 議員	3番 林智 議員
4番 増川憲一 議員	5番 安孫子真弥 議員	6番 木村章一 議員
7番 奥山英幸 議員	8番 安達智勇 議員	9番 佐藤修二 議員
10番 鈴木英友 議員	11番 石垣光洋 議員	12番 細矢誓子 議員
13番 吉田芳美 議員	14番 丹野貞子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木秀章 事務局 局長 田川美和子 専門 員
岡崎美穂 議事 係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	日塔俊浩 防災・危機管理監兼 総務課 長
大泉正博 防災危機管理課長	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長
日下部敦子 暮らし応援課長	今田史明 生活環境企画主幹
軽部昭博 税務町民課長	矢作勲 健康福祉課長
池田恵子 こどもみらい課長	佐藤晃一 農林振興課長併 農業委員会事務局長
軽部広文 商工観光課長	奥山明子 難とべに花の里推進主幹
土方一郎 都市整備課長	松田浩一 上下水道課長
鈴木淳子 会計管理者兼 会計課 長	宇野勝 学校教育課長
秋場弘昭 生涯学習課長	

◎ 議 事 日 程

令和7年5月9日（金） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

日程第 1 議席の変更

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案の上程

議第31号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第32号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議、採決

議第31号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第32号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

日程第 7 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任

日程第 8 議長の常任委員会委員辞退の同意

日程第 9 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第10 組合議会議員の選挙

(1) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員

(2) 西村山広域行政事務組合議会議員

(3) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員

日程第11 議会選出各委員等の選挙

(1) 国道112号・287号・48号山形中央横断道路整備促進期成同盟会委員

(2) 白水川改修促進期成同盟会委員

(3) 田井橋再架促進期成同盟会委員

(4) 最上川上流村山地区改修期成同盟会委員

(5) 国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河江線・天童大江線整備促進同盟会委員

(6) 国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会委員

(7) 河北町社会福祉協議会理事

(8) 河北町社会福祉協議会評議員

日程第12 町長委嘱選任の各種委員等の報告

追加議事日程第1号

日程第1 副議長の辞職の許可

追加議事日程第2号

日程第1 副議長志願者の所信表明

日程第2 副議長の選挙

追加議事日程第3号

日程第1 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第2 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年5月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議長により変更いたします。

議席の変更については、河北町議会運営申合せ事項第1項により、抽せんにより変更いたします。

抽せんの順序は、議席順に行います。

なお、河北町議会運営手引第12項の改正により、議長及び副議長の議席は、これまでの13番及び12番とするを、このたびの議席の変更後から、議長及び副議長の議席は14番及び13番とします。

それでは、抽せんに入ります。

(議席順に抽せんする)

それでは、抽せんの結果について、事務局長から報告させます。

○真木秀章事務局長 おはようございます。

抽せんの結果について、ご報告いたします。

1番 漆 山 光 春 議員

2番 東海林 信 弘 議員

3番 林 智 議員

4番 増 川 憲 一 議員

5番 安孫子 真 弥 議員

6番 木 村 章 一 議員

7番 奥 山 英 幸 議員

8番 安 達 智 勇 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

10番 鈴 木 英 友 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

以上のとおりでございます。

○丹野貞子議長 ただいま事務局長報告のとおり

議席を変更いたします。議席の交代は、氏名票をご持参の上、お願いいたします。

議席交代のため暫時休憩します。

休 憩 午前9時08分

再 開 午前9時11分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

3番 林 智 議員

12番 細矢誓子議員
の兩名を指名します。

○丹野貞子議長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時11分
再開 午前9時17分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

ただいま、副議長吉田芳美議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから追加日程を配付させます。

暫時休憩します。

休憩 午前9時17分
再開 午前9時19分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第1号に入ります。

○丹野貞子議長 日程第1、副議長の辞職の許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、吉田芳美議員の退席を求めます。

(13番吉田芳美議員、退席する)

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○真木秀章事務局長 辞職願。

このたび、一身上の都合により河北町議会副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

令和7年5月9日。

河北町議会議長 丹野貞子様。

河北町議会副議長 吉田芳美。

以上でございます。

○丹野貞子議長 お諮りします。吉田芳美議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、吉田芳美議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

吉田芳美議員の着席を求めます。

(13番吉田芳美議員、着席する)

ただいま副議長が欠けております。

お諮りします。副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙を本日の議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙を本日の議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これから追加日程を配付させます。

暫時休憩します。

休憩 午前9時21分
再開 午前9時23分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第2号に入ります。

○丹野貞子議長 日程第1、副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、河北町議会基本条例第13条第3項の規定により実施するもので、選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい副議長の選挙を行うことを目的と

するものであります。

所信表明は1人10分以内でお願いします。

あらかじめ、2名の議員から申出がありますので、早速所信表明をお願いします。

初めに、「13番吉田芳美議員」

○13番（吉田芳美議員） おはようございます。

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

副議長選に立候補しました吉田芳美です。立候補に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

まず最初に、この2年間の振り返りを申し上げます。

副議長として1期2年、議長並びに各常任委員会委員長と議員の皆様にご協力をいただき、務めを果たしてまいりました。

この2年間、丹野議長は、河北町初の女性議長、対外的にも、県の町村議会議長会会長、村山地方議長会会長、全国豪雪地帯町村議会議長の役職も兼務され、実に多忙な日が続きましたが、立派に務めを果たし、関係者の方々より高い評価をいただいた2年間だったと承知しております。

また、女性活躍社会の議長として県内外で注目されて、山大女子学生との意見交換会を含め、幅広い分野で活躍されました。

本年1月号の議員研修誌「地方議会人」にはインタビュー記事も掲載されました。これらの波及効果もあり、全国に河北町の名が知られ、河北町行政と河北町議会への視察受入れ申込みが相次いだ次第でございます。

次に、副議長の役割についての認識を申し上げます。

副議長の役割は、議長を補佐し、議会運営を円滑に推進することに尽きると認識しております。そのためには、常に議長とのコミュニケーションを図りながら、議長の思いを形にできるよう、しっかりと補佐することであ

ります。

引き続き、この任を吉田芳美に与えていただきたい。補佐する立場として、様々な局面で鋭意努力し、議会運営を充実させ、議会力を高めていくことが私の責務と承知してまいります。

これらの実現には、議員皆様のご協力とご理解が不可欠であり、知恵を出し合い、全力で議長を支え、議会の活性化と町民から信頼される議会の実現に向け、尽力する決意です。

次に、議員としての基本姿勢について申し上げます。

議員活動は、町民から見えにくい、何をやっているのかよく分からない、議会が身近な存在になっていない、そんな不信感もあり、議会離れがあるのではないのでしょうか。そこをもっと改善しなければならないと考えます。

町民の声に耳を傾け、課題に向き合っていくプロ集団としても強い意志を示すことです。

町民から選ばれた議員は、常に町民の信頼と期待の中で活動することが求められます。そのためには、議員は誇りと自覚を持ち、議場内の活動にとどまらず、町民との対話を積極的に行き、町民の声を町政に反映させる議会を議員14名で構築する必要があります。

私は議員歴10年、自らの実践活動は、地元町内に限らず各地域を回りながら、住民との対話を常に心がけています。

そして今、町民が知りたい情報を一般質問に取り上げ、その結果は自らの議会報告として広報チラシを発行し、既にナンバー28になりました。

継続は大変な動力であり、日々精進ですが、私なりの勝手な解釈として、これら10年間の地道な活動の歩みが町民の評価を得て、3期連続して票を落とさず当選させていただいたと認識しております。

少子高齢化で町の人口減少が進み、そして

物価高騰が生活を圧迫しています。さらに、トランプショックに伴う貿易摩擦など社会情勢が大きく変化する中で、議会が果たす役割はますます大きなものとなっています。

昨日の報道では、今期のトヨタ自動車の純利益35%近くが落ちると報道されました。県内の自動車パーツメーカーもたくさんあり、大変な打撃を受けることが予想されております。

また、西村山地域の医療の要となる新病院立地場所も本年度に県から示されます。

町の出生数は令和5年度と6年度は各57名でした。小学校6校から1校へ、小中一貫校問題や防災・減災対策、公共施設の長寿命化対策、劣化しているインフラの計画的な整備など多岐にわたる課題が山積しております。

住んでよかったと言われる町にするため、議員一人一人が柔軟かつ豊かな発想を持って活発な議員間討議を重ね、課題を解決していかなければなりません。

議会が町民の代表機関として信頼されるには、新人議員の多様性を持った意見も取り入れなければなりません。

次に、議員報酬の引上げについて申し上げます。

県内の町村議会でも報酬改定が進んだ自治体もあります。報酬引上げは、町民理解が得られる環境にあると認識しています。

私は2015年選挙で初当選、定数16が14名に改定された年でした。その後10年間、報酬の改定はありません。

地方議会では、議員の成り手不足による無投票当選が目立ちます。しかし、若い世代は議員報酬が少なく暮らしていけないなど様々な要因が挙げられています。

町民の中には、人口減少を見据えて定数を減らし、その原資を報酬引上げにしたらなどの声もあります。当事案は、近隣自治体や県

町村議会の状況を調査研究し、町民の理解が得られるように、令和7年度中の議長差配の中で取りまとめたいと考えます。

結びになります。

所信表明を傾聴いただき、ありがとうございます。議員の皆様の特段のご理解とご支援を吉田芳美に何とぞ賜りますようお願い申し上げます、決意とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 次に、「2番東海林信弘議員」

○2番(東海林信弘議員) おはようございます。

このたび副議長選挙に立候補させていただきます東海林信弘と申します。

令和7年度は、第8次総合計画後期実施計画の策定、小中学校整備基本構想、基本計画の策定、県においては、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編、新病院整備に関する基本計画の策定など、町の将来に関わる大きな方向づけが行われる大事な年であります。

また、少子高齢化、人口減少が続く中、山積する課題に対して、調査研究、審議を尽くし、議会として合意形成を図り、よりよい結論を一つ一つ導き出していかなければならないと考えます。

さらなる町政発展、あるべき議会の姿を思い描きながら努めていく所存です。

皆様のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます、所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で副議長志願者の所信表明を終わります。

議員の皆様に申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明をした議員以外の議員に対する投票も有効ですので、ご承知おき

ください。

○丹野貞子議長 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票による選挙と決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員、議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は14名であります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

5番 安孫子 真 弥 議員

1番 漆 山 光 春 議員

の両名を指名します。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に5番安孫子真弥議員、1番漆山光春議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員、投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願います。

投票箱を改めさせます。

(事務局員、投票箱確認)

異状ありませんか。

(「異状なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これから投票を行います。

議席順に投票をお願いします。

(議席順に投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これから開票を行います。5番安孫子真弥議員、1番漆山光春議員の開票立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中、

1 3 番 吉田 芳美議員 8票

2 番 東海林信弘議員 6票

です。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、13番吉田芳美議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員、議場閉鎖を解く)

ただいま副議長に当選されました13番吉田芳美議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ここで、13番吉田芳美議員の副議長当選承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

「13番吉田芳美議員」、ご登壇願います。

○13番(吉田芳美議員) 新副議長に就任しました吉田芳美です。

議長を支える立場として、同僚議員の皆さんとともに、河北町議会を前に進めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で副議長の選挙を終わります。

○丹野貞子議長 日程第4、議案の上程を行います。

す。

議第31号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第32号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

以上2議案を一括上程します。

○丹野貞子議長 日程第5、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日も提案申し上げております議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日の議案について、提案理由の説明を申し上げる前に、4月1日付で職員の人事異動を発令いたしましたので、課長級の異動職員をご報告申し上げます。

防災・危機管理監兼総務課長に日塔俊浩、防災危機管理課長兼豪雨災害復旧・復興推進室長に大泉正博、税務町民課長に軽部昭博、商工観光課兼とべに花の里推進主幹兼かほく発信・ブランド推進室長に奥山明子、会計管理者兼会計課長に鈴木淳子、上下水道課長兼災害対策主幹に松田浩一、議会事務局併せて監査委員事務局長に真木秀章を充てております。

それでは、本日の議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第31号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容については、軽自動車税の種

別割の税率についての区分見直しに伴う税率の区分の改正、減免申請書の記載事項の規定の整備、特定免許情報記録個人番号カード、通称マイナ免許証の運用開始に伴う種別割の減免申請の規定の整備等についてであります。

そのほか、町税条例において適用する地方税法等の条項ずれによる改正や文言の整理などを行ったものであります。

次に、議第32号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

議第31号議案と同様、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容について申し上げます。

1点目は、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分では24万円から26万円に引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の減額について、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

3点目は、低所得者世帯に対する保険税の軽減判定の所得を引き上げるものであります。

以上、本臨時会に提案しております2議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第6、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することになります。

最初に、議第31号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 議第31号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和7年度の税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律等が公布及び施行されたことを受けて、町税条例の一部を改正するものであります。

第27条第9項は、法律の改正に伴う項ずれの反映です。

第47条の2第1項第1号も、法律の改正に伴う項ずれの反映であります。

第64条は、第1号ウに新たな区分を設ける軽自動車税種別割の税率区分の改正と文言の追加であります。

第68条の2第2項第2号は、項ずれの反映で、同項第5号は、税率区分の見直しによる減免申請書の記載事項の整備であります。

第68条の3第2項及び第3項は、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備であります。

第105条の2第2項第1号は、項ずれの反映です。

第126条第1項も、項ずれの反映であります。

附則第25条も、項ずれの反映であります。

本則の附則第1条は、施行期日を定め、第2条は、軽自動車税に関する経過措置、第3条は、都市計画税に関する経過措置であります。

以上が専決処分させていただきました主な内容であります。よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第31号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については原案のとおり承認することに決定しました。

○丹野貞子議長 次に、議第32号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 議第32号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

第3条第2項は、国民健康保険の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に引き上げるものであります。

第3条第3項は、後期高齢者支援金分の課税額の限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

第22条第1項は、国民健康保険税の基礎課税分の減額について、65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の減額について、24万円

から26万円に引き上げるものであります。

第22条第1項第2号は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げるものであります。

第22条第1項第3号は、同様に2割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものであります。

本則の附則第1条は、施行期日を定め、第2条は、適用区分であります。

以上が専決させていただきました主な内容であります。よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第32号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については原案のとおり承認することに決定しました。

○丹野貞子議長 日程第7、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の任期は、河北町議会委員会条例第3条第1項の規定により2年となっております。

委員の選任については、先例により正副議

長で協議をし、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった5名で選考委員会を構成し、各議員の希望を参考にして指名推選したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員選任については、正副議長で協議し、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった選考委員会で、各議員の希望を参考にして指名とすることに決定しました。

また、これから日程第11までは、議会の構成に関することありますので、執行部については連絡を申し上げるまで、それぞれの職場で待機してください。

ここで、正副議長協議のため、暫時休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時16分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

正副議長協議の結果について、副議長から報告願います。

「13番吉田芳美議員」

○13番(吉田芳美議員) 選考委員を議長と慎重に協議しました結果をご報告いたします。

選考委員には、

4番 増 川 憲 一 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

以上の3名を選考いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野貞子議長 ただいま副議長から報告申し上げましたとおり、3名を総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任の選考委員に指名します。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長報告の3名に正副議長が加わった選考委員会で、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員を選任することに決定しました。

それでは、お手元に配付しております常任委員会委員希望書に希望する常任委員会名を記入して下さるようお願いいたします。

(希望委員会名を記入)

記入漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、回収します。

(事務局員、希望書を回収)

これから選考委員会を開催します。

選考委員は委員会室にお集まりください。

それでは、選考が終了するまで休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時54分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選考の結果について、副議長から報告願います。

「13番吉田芳美議員」

○13番(吉田芳美議員) 各常任委員会委員の選考結果についてご報告申し上げます。

まず、所属委員会の希望結果であります。総務産業常任委員会6名、厚生文教常任委員会8名でありました。

したがって、必ずしも希望どおりにいかない状況でありましたので、議員在職年数等を勘案しながら慎重に協議をした結果、次のとおりに選考しましたのでご報告申し上げます。

総務産業常任委員会委員には、

- 2番 東海林 信 弘 議員
- 3番 林 智 議員
- 6番 木 村 章 一 議員
- 7番 奥 山 英 幸 議員
- 10番 鈴 木 英 友 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

以上7名であります。

続きまして厚生文教常任委員会委員には、

1番 漆 山 光 春 議員

4番 増 川 憲 一 議員

5番 安孫子 真 弥 議員

8番 安 達 智 勇 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

以上7名であります。

報告を終わります。

○丹野貞子議長 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいま副議長の報告のとおり指名したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、ただいま指名したとおりに選任することに決定しました。

総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員名簿を配付させます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第8、議長の常任委員会委員辞退の同意についてであります。

委員会条例により、議会の公平、公正を図るなどのため、私は総務産業常任委員会委員を辞退したいと思います。

本件は私の一身上の都合でありますので、副議長と交代したいと思います。

このまま休憩します。

(議長は議場から退席、副議長が議長席に着く)

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時02分

○吉田芳美副議長 休憩を解いて再開します。

議長と交代しました。

会議を続行します。

先ほど、議長が総務産業常任委員会委員に選任されましたが、これを辞退したい旨の申入れがありました。

この申入れについてお諮りします。議長の申入れについて同意を与えたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の総務産業常任委員会の委員の辞退申入れについては、同意することに決定しました。

ここで、議長と交代します。

このまま休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時03分

(副議長は自席へ、議長は議長席に着く)

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第9、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

申合せにより、広報広聴常任委員会委員は広報広聴常任委員会を除く各常任委員会から各3名を選出、議会運営委員会委員については広報広聴常任委員会を除く各常任委員会から各3名を選出し、うち1名は委員長とすることとなっておりますので、よろしくお願ひします。

ここで、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の正副委員長の互選等も含め、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において総務産業常任委員会及び厚生文教

常任委員会を直ちに招集しますので、総務産業常任委員会委員は全員協議会室に、厚生文教常任委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会が終了するまで休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時36分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長には、

10番 鈴木英友 議員

総務産業常任委員会副委員長に、

6番 木村章一 議員

厚生文教常任委員会委員長に、

4番 増川憲一 議員

厚生文教常任委員会副委員長に、

9番 佐藤修二 議員

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

それでは、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会委員の選任の結果について報告願ひします。

最初に、総務産業常任委員会から報告をお願いいたします。

「10番鈴木英友議員」

○10番(鈴木英友議員) それでは、総務産業常任委員会の広報広聴常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任の結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員に、

3番 林 智 議員

6番 木村章一 議員

7番 奥山英幸 議員

を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

2番 東海林 信 弘 議員
10番 鈴 木 英 友 議員
12番 細 矢 誓 子 議員
を選任いたしました。

以上で総務産業常任委員会からの報告を終わります。

○丹野貞子議長 次に、厚生文教常任委員会から報告をお願いします。

「4番増川憲一議員」

○4番（増川憲一議員） 厚生文教常任委員会報告書。

それでは、厚生文教常任委員会の広報広聴常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任の結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員に、

5番 安孫子 真 弥 議員
8番 安 達 智 勇 議員
13番 吉 田 芳 美 議員
を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

4番 増 川 憲 一 議員
9番 佐 藤 修 二 議員
11番 石 垣 光 洋 議員
を選任いたしました。

以上で厚生文教常任委員会からの報告を終わります。

○丹野貞子議長 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいまの報告のとおり指名したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において広報広聴常任委員会

及び議会運営委員会の正副委員長の互選等のため、委員会を直ちに招集しますので、広報広聴常任委員会委員は全員協議会室に、議会運営委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会が終了するまで休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 0時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

議長から申し上げます。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について議長から報告します。

広報広聴常任委員会委員長には、

7番 奥 山 英 幸 議員

副委員長に、

3番 林 智 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について議長から報告します。

議会運営委員会委員長には、

11番 石 垣 光 洋 議員

副委員長に、

12番 細 矢 誓 子 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

○丹野貞子議長 日程第10、組合議会議員の選挙及び日程第11、議会選出各委員等の選挙を行います。

お諮りします。本件については、指名推選の方法によることとし、指名推選の方法については、日程第7、総務産業常任委員会委員

及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員によって選考したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員の選挙及び議会選出各委員等の選挙については、日程第7、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員による指名推選の方法とします。

選考委員は委員会室にお集まり願います。

選考が終了するまで休憩します。

休 憩 午後1時01分

再 開 午後2時47分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果について、副議長から報告をお願いします。

「13番吉田芳美議員」

○13番(吉田芳美議員) 組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果についてご報告申し上げます。

東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員には、

2番 東海林 信 弘 議員

7番 奥 山 英 幸 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

西村山広域行政事務組合議会議員には、

5番 安孫子 真 弥 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員には、

9番 佐 藤 修 二 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

国道112号・287号・48号山形中央横断道路整備促進期成同盟会委員には、

3番 林 智 議員

6番 木 村 章 一 議員

8番 安 達 智 勇 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

10番 鈴 木 英 友 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

白水川改修促進期成同盟会委員には、

4番 増 川 憲 一 議員

5番 安孫子 真 弥 議員

10番 鈴 木 英 友 議員

田井橋再架促進期成同盟会委員には、

2番 東海林 信 弘 議員

6番 木 村 章 一 議員

7番 奥 山 英 幸 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

最上川上流村山地区改修期成同盟会委員には、

14番 丹 野 貞 子 議員

国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河江線・天童大江線整備促進同盟会委員には、

14番 丹 野 貞 子 議員

国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会委員には、

3番 林 智 議員

4番 増 川 憲 一 議員

7番 奥 山 英 幸 議員

8番 安 達 智 勇 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

14番 丹 野 貞 子 議員

河北町社会福祉協議会理事には、

4番 増 川 憲 一 議員

河北町社会福祉協議会評議員には、

13番 吉 田 芳 美 議員

以上のとおり選考いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○丹野貞子議長 ただいま、組合議会議員及び議

会選出各委員等の選考結果について報告がありました。

お諮りします。ただいま副議長から報告がありましたとおりに当選人と決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員及び議会選出各委員等は、副議長から報告がありましたとおりに当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会にご協議をお願いしたい事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。議会運営委員会の委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後2時58分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について及び閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまで、このまま休憩します。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第12、町長委嘱選任の各種委員等の報告であります。

町長から町長委嘱の各種委員等について報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 町長委嘱の各種委員につきまして申し上げます。何とぞご了解いただければと存じます。

河北町農政調査会委員には、

11番 石 垣 光 洋 議員

河北町民生委員推薦会委員には、

8番 安 達 智 勇 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

河北町水防協議会委員には、

3番 林 智 議員

5番 安孫子 真 弥 議員

河北町都市計画審議会委員には、

2番 東海林 信 弘 議員

9番 佐 藤 修 二 議員

河北町土地開発公社理事には、

6番 木 村 章 一 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

13番 吉 田 芳 美 議員

河北町土地開発公社監事には、

11番 石 垣 光 洋 議員

最後になります。河北町交通安全推進協議会理事には、

10番 鈴 木 英 友 議員

以上のとおり選任させていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で町長委嘱選任の各種委員等の報告を終わります。

ここで、組合議会議員、議会選出各委員等及び町長委嘱の各種委員等の一覧表を作成しておりますので、配付させます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 0 3 分

再 開 午後 3 時 0 4 分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第 3 号に入ります。

○丹野貞子議長 日程第 1、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について申出があります。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

○丹野貞子議長 日程第 2、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長から議会運営委員会に閉会中の次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項、議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案について議会運営委員会に付託することに決定しました。

○丹野貞子議長 以上で本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、令和 7 年 5 月河北町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後 3 時 0 6 分 閉 会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和 7 年 5 月

河北町議会 議長 丹野貞子

河北町議会 署名議員 林 智

河北町議会 署名議員 細矢誓子